

障発 0830 第 4 号  
こ支障第 207 号  
令和 6 年 8 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
こども家庭庁支援局長  
(公 印 省 略)

「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」の一部改正について

自立支援給付支給事務等の市町村の指導については、平成 25 年 9 月 9 日障発 0909 第 1 号「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を改正し、令和 6 年 8 月 30 日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

# 新 旧 対 照 表

「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」（平成25年9月9日障発0909第1号）新旧対照表

(改正箇所は傍線部分)

	改正後	改正前
各 都 道 府 県 知 事 殿	<p>障 発 0909 第 1 号 日 号</p> <p>平 成 25 年 9 月 9 日 号</p> <p>障 発 0325 第 2 号 日 号</p> <p>平 成 26 年 3 月 25 日 号</p> <p>障 発 0408 第 9 号 日 号</p> <p>平 成 28 年 4 月 8 日 号</p> <p>障 発 0303 第 4 号 日 号</p> <p>令 和 5 年 3 月 3 日 号</p> <p>障 発 0830 第 4 号 日 号</p> <p><u>こ 支 障 第 207 号</u></p> <p><u>令 和 6 年 8 月 30 日</u></p> <p style="text-align: center;">一部改正</p>	<p>障 発 0909 第 1 号 日 号</p> <p>平 成 25 年 9 月 9 日 号</p> <p>障 発 0325 第 2 号 日 号</p> <p>平 成 26 年 3 月 25 日 号</p> <p>障 発 0408 第 9 号 日 号</p> <p>平 成 28 年 4 月 8 日 号</p> <p>障 発 0303 第 4 号 日 号</p> <p>令 和 5 年 3 月 3 日 号</p> <p>障 発 0303 第 4 号 日 号</p> <p>令 和 5 年 3 月 3 日 号</p> <p style="text-align: center;">一部改正</p>
各 都 道 府 県 知 事 殿	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p>
各 都 道 府 県 知 事 殿	<p>自立支援給付支給事務等の市町村の指導について</p>	<p>自立支援給付支給事務等の市町村の指導について</p>
各 都 道 府 県 知 事 殿	<p>(本文) (略)</p> <p>(別添)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 削除</p> <p><u>3 指導方法等</u> (1)実施回数 指導は、<u>都道府県が指導対象となる全ての市町村について、2年に1回以上実 施するものとする。</u> なお、特に必要があるものは、2年に1回にとどまることなく随時実施するも のとする。</p>	<p>(本文) (略)</p> <p>(別添)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指導体制等 指導は、<u>都道府県が指導対象となる市町村の事務所において実地に行う。</u></p> <p><u>4 指導方法等</u> (1)実施回数 指導は、<u>全ての市町村について、2年に1回以上実地を実施するものとする。</u> なお、特に必要があるものは、2年に1回にとどまることなく随時実施するも のとする。</p>

(2) ・ (3) (略)

(4) 指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。なお、実地でなくとも確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、市町村の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

4 (略)

6 削除

(別紙)

市町村指導の主眼事項及び着眼点 (自立支援給付費等)

主眼事項	着眼点	根拠法令等
第1 (略)	(略)	
第2 支給決定等の実施主体		
1 居住地原則	自立支援給付等の支給決定、支給認定、 <u>認定(支給決定等)</u> は、原則として申請者である障害者又は障害児の居住地の市町村が行っているか。 (ただし、自立支援医療のうち精神通院医療については、原則として障害者又は障害児の保護者の居住地又は現在地の都道府県とする。)	法第19条第2項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項
2・3 (略)	(略)	(略)
第3 支給決定	支給決定等及び障害支援区分の認定等	

(2) ・ (3) (略)

(4) 指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行うものとする。

5 (略)

6 その他

都道府県は、指導の実施状況について別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課に報告を行うものとする。

(別紙)

市町村指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点	根拠法令等
第1 (略)	(略)	
第2 支給決定等の実施主体		
1 居住地原則	自立支援給付等の支給決定、支給認定、 <u>認定又は通所給付決定(支給決定等)</u> は、原則として申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行っているか。 (ただし、自立支援医療のうち精神通院医療については、原則として障害者又は障害児の保護者の居住地又は現在地の都道府県とする。)	法第19条第2項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項 <u>児法第21条の5の5第2項</u>
2・3 (略)	(略)	(略)
第3 支給決定	支給決定等及び障害支援区分の認定等	

改正後

改正前

<p>等に関する事務</p>	<p>に関する事務は適切に行われているか。</p>	<p>に関する事務</p>	<p>に関する事務は適切に行われているか。</p>
<p>1 支給申請</p>	<p>障害者又は障害児の保護者の市町村に対する支給申請は適切に行われているか。 ○ 支給申請の代行は、障害者本人から申請の代行の依頼を受けた者が適切に行っているか。 ○ 障害者本人が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合、代理人による支給申請は適切に行われているか。</p>	<p>1 支給申請</p> <p>障害者又は障害児の保護者の市町村に対する支給申請は適切に行われているか。 ○ 支給申請の代行は、障害者本人から申請の代行の依頼を受けた者が適切に行っているか。 ○ 障害者本人が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合、代理人による支給申請は適切に行われているか。</p>	<p>法第 20 条第 1 項、第 51 条の 6 第 1 項、第 53 条第 1 項、第 76 条第 1 項 規則第 7 条、第 34 条の 31、第 35 条、第 65 条の 7 児法第 21 条の 5 の 6 第 1 項 児規則第 18 条の 6</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 支給決定等</p>	<p>(1) 勸案事項</p> <p>必要な事項を勸案して、支給の要否を決定しているか。</p>	<p>3 支給決定等</p> <p>(1) 勸案事項</p> <p>必要な事項を勸案して、支給の要否を決定しているか。</p>	<p>法第 22 条第 1 項、第 51 条の 7 第 1 項 規則第 12 条、第 34 条の 35 児法第 21 条の 5 の 7 第 1 項 児規則第 18 条の 10 平 19 障発第 0323002 号の 4 の 1、第 4 の 2 平 24 障発第 0330 第 14 号第五の 1</p>
<p>(2) 他法との給付調整</p>	<p>介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって自立支援給付に相当するものを受けられることができる場合の給付調整は適切に行われているか。</p>	<p>(2) 他法との給付調整</p> <p>介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって自立支援給付に相当するものを受けられることができる場合の給付調整は適切に行われているか。</p>	<p>法第 7 条 施行令第 2 条</p>

改正前

(3)・(4) (略)	(略)	(3)・(4) (略)	(略)
(5) 支給決定事項等	サービス内容を特定し、特定された障害福祉サービス等の種類及び内容ごととに支給量及び支給決定等の有効期間を定めているか。 また、併せて事業者の報酬算定に必要な事項等について決定等を行っているか。	(5) 支給決定事項等	法第22条第7項、第23条、第51条の7第7項、第51条の8、第55条 規則第13条、第15条、第34条の40、第34条の42、第43条 児法第21条の5の7第7項、第8項 児規則第18条の16、第18条の17 平19障発第0323002号の第六 平24障発第0330第14号第五の1
(6) (略)	(略)	(6) (略)	(略)
(7) 支給決定等の変更	① 障害福祉サービス等の種類、支給量等を変更する必要があるとき、支給決定障害者等から変更の申請を受けているか。	(7) 支給決定等の変更	法第24条第1項、第51条の9第1項、第56条第1項 規則第16条、第17条、第34条の43、第34条の44、第44条、第45条 児法第21条の5の8 第1項 児規則第18条の20、第18条の21
② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	法第22条第1項、第24条第2項、第56条第1項

改正後

(3)・(4) (略)	(略)	(3)・(4) (略)	(略)
(5) 支給決定事項等	サービス内容を特定し、特定された障害福祉サービス等の種類及び内容ごととに支給量及び支給決定等の有効期間を定めているか。 また、併せて事業者の報酬算定に必要な事項等について決定等を行っているか。	(5) 支給決定事項等	法第22条第7項、第23条、第51条の7第7項、第51条の8、第55条 規則第13条、第15条、第34条の40、第34条の42、第43条 平19障発第0323002号の第六
(6) (略)	(略)	(6) (略)	(略)
(7) 支給決定等の変更	① 障害福祉サービス等の種類、支給量等を変更する必要があるとき、支給決定障害者等から変更の申請を受けているか。	(7) 支給決定等の変更	法第24条第1項、第51条の9第1項、第56条第1項 規則第16条、第17条、第34条の43、第34条の44、第44条、第45条
② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更	法第22条第1項、第24条第2項、第56条第1項

改正後	改正前
<p>を行っているか。 この場合受給者証の提出を求めているか。</p> <p>規則第12条、第18条、第44条、第45条 平19障発第0323002号の第七</p>	<p>を行っているか。 この場合受給者証の提出を求めているか。</p> <p>規則第12条、第18条、第44条、第45条 児法第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項 児規則第18条の10、第18条の22 平19障発第0323002号の第七 平24障発第0330第14号第六</p>
<p>支給決定等に係る障害者等が、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービス等を受ける必要が無くなったと認めるとき等において、支給決定等の取消事務を適切に行っているか。 この場合受給者証の返還を求めているか。</p> <p>(8) 支給決定等の取消し</p> <p>法第25条、第51条の10、第57条 施行令第14条、第26条の6、第34条 規則第20条、第34条の49、第49条</p>	<p>支給決定等に係る障害者等が、指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービス等を受ける必要が無くなったと認めるとき等において、支給決定等の取消事務を適切に行っているか。 この場合受給者証の返還を求めているか。</p> <p>法第25条、第51条の10、第57条 施行令第14条、第26条の6、第34条 規則第20条、第34条の49、第49条 児法第21条の5の9 児施行令第25条の4 児規則第18条の24</p>
<p>支給決定等の有効期間が終了し、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス等の利用を希望するとき、適切に支給決定等の更新を行っているか。 ② 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについて、適切に支給決定の更新を行っているか。</p> <p>(9) 支給決定等の更新</p> <p>平19障発第0323002号の第八</p>	<p>① 支給決定等の有効期間が終了し、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス等の利用を希望するとき、適切に支給決定等の更新を行っているか。 ② 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについて、適切に支給決定の更新を行っているか。</p> <p>(9) 支給決定等の更新</p> <p>平19障発第0323002号の第八 平24障発第0330第14号第七</p>
<p>支給決定等の際し、利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限額を認定し、支給決定等の内容と併せて通知しているか。</p> <p>4 利用者負担上限額の認定</p> <p>法第29条第3項第2号、第58条第3項第1号、第76条第2項</p>	<p>支給決定等の際し、利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限額を認定し、支給決定等の内容と併せて通知しているか。</p> <p>法第29条第3項第2号、第58条第3項第1号、第76条第2項</p>

## 改正後

## 改正前

<p>5 受給者証、医療受給者証の交付</p>	<p>支給決定等を行ったときは、支給決定障害者等に対し、支給量その他の必要な事項を記載した受給者証、医療受給者証を交付しているか。 また、療養介護にあつては、加えて療養介護医療受給者証を交付しているか。</p>	<p>法第 22 条第 8 項、第 51 条の 7 第 8 項、第 54 条第 3 項規則第 14 条、第 34 条の 41、第 41 条</p>	<p>5 受給者証、医療受給者証の交付</p> <p>支給決定等を行ったときは、支給決定障害者等に対し、支給量その他の必要な事項を記載した受給者証、医療受給者証を交付しているか。 また、療養介護にあつては、加えて療養介護医療受給者証を交付しているか。</p>	<p>施行令第 17 条、第 35 条、第 43 条の 3 <u>児法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号</u> <u>児施行令第 24 条</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>6 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第 4 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 5 特例介護給付費、特例訓練等給付費等</p> <p>1 特例介護給付費、特例訓練等給付費等</p> <p>① 支給決定等の前における緊急やむを得ないサービス利用等</p> <p>② 基準該当障害福祉サービス等の利用</p>	<p>次に掲げる場合において、必要があると認める場合に適切に支給しているか。 ① 支給決定等の前における緊急やむを得ないサービス利用等 ② 基準該当障害福祉サービス等の利用</p>	<p>法第 30 条、第 51 条の 15、第 51 条の 18 施行令第 18 条</p>	<p>次に掲げる場合において、必要があると認める場合に適切に支給しているか。 ① 支給決定等の前における緊急やむを得ないサービス利用等 ② 基準該当障害福祉サービス等の利用</p>	<p>法第 30 条、第 51 条の 15、第 51 条の 18 施行令第 18 条 <u>児法第 21 条の 5 の 4</u> <u>児施行令第 25 条</u></p>
<p>2 災害等による特例給付</p>	<p>災害その他特別な事情により、障害福祉サービス等に係る利用者負担が困難であると認められる場合、市町村は適切に負担額を定めているか。</p>	<p>法第 31 条 規則第 32 条</p>	<p>2 災害等による特例給付</p> <p>災害その他特別な事情により、障害福祉サービス等に係る利用者負担が困難であると認められる場合、市町村は適切に負担額を定めているか。</p>	<p>法第 31 条 規則第 32 条 <u>児法第 21 条の 5 の 11</u> <u>児規則第 18 条の 25</u></p>

改正後

改正前

3 高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯に属する者が、同一の月に受け  
たサービスによりかかる次の負担額の合  
計額が著しく高いとき(高額障害福祉サ  
ービス等給付費算定基準額を超える場合)  
に、適切に給付しているか。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律に基づく介  
護給付費等及び補装具費に係る自己負  
担額
  - ② 介護保険の自己負担額(同一人が障害  
福祉サービス等を併用している場合)
  - ③ 児童福祉法に基づく障害児通所給付  
費、障害児入所給付費に係る自己負担額
- ※ 高額介護サービス費等として償還さ  
れた費用を除く。

法第76条の2  
施行令第43条の4、  
第43条の5、第43  
条の6

4～5 (略)

(略)

第6 支給量の  
管理  
1 (略)

2 対象サービ  
ス

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 生活介護
- ⑥ 短期入所
- ⑦ 自立訓練
- ⑧ 就労移行支援
- ⑨ 就労継続支援

3 高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯に属する者が、同一の月に受け  
たサービスによりかかる次の負担額の合  
計額が著しく高いとき(高額障害福祉サ  
ービス等給付費算定基準額又は高額障害児  
通所給付費算定基準額を超える場合)に、  
適切に給付しているか。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律に基づく介  
護給付費等及び補装具費に係る自己負  
担額
  - ② 介護保険の自己負担額(同一人が障害  
福祉サービス等を併用している場合)
  - ③ 児童福祉法に基づく障害児通所給付  
費、障害児入所給付費に係る自己負担額
- ※ 高額介護サービス費等として償還さ  
れた費用を除く。

法第76条の2  
施行令第43条の4、  
第43条の5、第43  
条の6  
児法第21条の5の  
12、第24条の6  
児施行令第25条の  
5、第25条の6、第  
27条の4、第27条  
の5

4～5 (略)

(略)

第6 支給量の  
管理  
1 (略)

2 対象サービ  
ス

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 生活介護
- ⑥ 短期入所
- ⑦ 自立訓練
- ⑧ 就労移行支援
- ⑨ 就労継続支援
- ⑩ 児童発達支援
- ⑪ 医療型児童発達支援
- ⑫ 放課後等デイサービス
- ⑬ 保育所等訪問支援

<p>3～4 (略)</p> <p>第7 利用者負担の上限額管理事務</p> <p>1 管理対象者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>施設入所支援、療養介護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の利用者で、他の障害福祉サービスを利用する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第8 介護給付費等の請求・支払</p> <p>1 支給決定障害者等と契約を締結し、サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等は、<u>介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談給付費、計画相談支援給付費、適切に法定代理受領を行っているか。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9～第12 (略)</p>
---	---	---

根拠法令等の略称は次のとおりである。

1. 「法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
2. 「施行令」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

<p>3～4 (略)</p> <p>第7 利用者負担の上限額管理事務</p> <p>1 管理対象者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>施設入所支援、療養介護、共同生活介護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の利用者で、他の障害福祉サービスを利用する者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第8 介護給付費等の請求・支払</p> <p>1 支給決定障害者等と契約を締結し、サービスを提供した指定障害福祉サービス事業者等は、<u>介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談給付費、計画相談支援給付費、障害児入所給付費、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費について適切に法定代理受領を行っているか。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第9～第12 (略)</p>
---	--	---

根拠法令等の略称は次のとおりである。

1. 「法」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
2. 「施行令」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
3. 「規則」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

令(平成18年政令第10号)

3. 「規則」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生省令第19号)
4. 「平19障害第0323002号」：介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日障害保健福祉部長通知)
5. 「平26障害0303第2号」：障害支援区分に係る市町村審査会の運営について(平成26年3月3日障害保健福祉部長通知)
6. 「平29厚労告116」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)
7. 「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

市町村指導の主眼事項及び着眼点(障害児通所給付費等)

主眼事項	着	眼	点	根拠法令等
第1 体制等の整備	1 障害児通所給付費等の支給事務等が適切に実施できる体制となっているか。			
2 諸規程の整備	関係条例、規則等が整備されているか。			
第2 通所給付決定等の実施主体(居住地原則)			障害児通所給付費等の通所給付決定は、原則として障害児の保護者の居住地の市町村が行っているか。	法第21条の5の5第2項
			(ただし、障害児の保護者が居住地を有	

4. 「児法」：児童福祉法
5. 「児施行令」：児童福祉法施行令
6. 「児規則」：児童福祉法施行規則
7. 「平19障害第0323002号」：介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日障害保健福祉部長通知)
8. 「平24障害第0330第14号」：障害児通所給付費等の通所給付決定等について(平成24年3月30日障害保健福祉部長通知)
9. 「平26障害0303第2号」：障害支援区分に係る市町村審査会の運営について(平成26年3月3日障害保健福祉部長通知)
10. 「平29厚労告116」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)
11. 「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

(新設)

しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

第3 支給決定等に関する事務

1 支給申請

通所給付決定に関する事務は適切に行われているか。

障害児の保護者の市町村に対する支給申請は適切に行われているか。

○ 支給申請の代行は、障害者本人から申請の代行の依頼を受けた者が適切に行っているか。

○ 障害児の保護者が、第三者に対して支給申請に係る法律行為を行うことと内容をとする代理権を授与した場合、代理人による支給申請は適切に行われているか。

法第21条の5の6第1項

規則第18条の6

2 通所給付決定等

(1) 勘案事項

必要な事項を勘案して、支給の要否を決定しているか。

法第21条の5の7第1項

規則第18条の10

平24障発0330第14号第五の1

(2) 併給関係

同時に通所給付決定するサービスの組み合わせは、報酬が重複しない利用形態である等、適切に行われているか。

平24障発0330第14号第三の4

(3) 支給決定事項等

サービス内容を特定し、特定された障害児通所支援の種類及び内容ごとに支給量及び通所給付決定の有効期間を定めているか。

また、併せて事業者の報酬算定に必要な事項等について決定等を行っているか。

法第21条の5の7第7項、第8項

規則第18条の16、

第18条の17

平24障発0330第14号第五の1

<p>(4) 通所給付決定の通知</p>	<p>通所給付決定に係る申請について、給付を決定又は却下した場合は、その旨申請者に通知しているか。</p>	
<p>(5) 支給決定等の変更</p>	<p>① 障害児通所支援の種類、支給量等を変更する必要があるとき、支給決定障害者等から変更の申請を受けているか。</p> <p>② 変更の申請又は職権により、勘案事項を勘案し、必要があると認めるときは、支給決定障害者等に支給決定等の変更を行っているか。</p> <p>この場合受給者証の提出を求めているか。</p>	<p>法第 21 条の 5 の 8 第 1 項 規則第 18 条の 20、 第 18 条の 21</p> <p>法第 21 条の 5 の 7 第 1 項、第 21 条の 5 の 8 第 2 項 規則第 18 条の 10、 第 18 条の 22 平 24 障発第 0330 第 14 号第六</p> <p>法第 21 条の 5 の 9 施行令第 25 条の 4 規則第 18 条の 24</p> <p>平 24 障発第 0330 第 14 号第七</p> <p>法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号 施行令第 24 条</p> <p>法第 21 条の 5 の 7</p>
<p>(6) 支給決定等の取消し</p>	<p>通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要が無くなったと認めるとき等において、通所給付決定の取消事務を適切に行っているか。</p> <p>この場合通所受給者証の返還を求めているか。</p>	
<p>(7) 支給決定等の変更</p>	<p>通所給付決定の有効期間が終了し、通所給付決定保護者が引き続き当該障害児通所支援の利用を希望するとき、適切に通所給付決定の更新を行っているか。</p>	
<p>3 利用者負担上限額の認定</p>	<p>通所給付決定に際し、利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限額を認定し、通所給付決定の内容と併せて通知しているか。</p>	
<p>4 通所受給者</p>	<p>通所給付決定を行ったときは、通所給</p>	

証の交付	付決定保護者に対し、支給量その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付しているか。	第9項 規則第18条の18
5 不正利得の徴収	不正利得の徴収等事務は適切に行われているか。	法第57条の2第1項、第2項
第4 特例障害児通所給付費	次に掲げる場合において、必要があると認める場合に適切に支給しているか。 ① 通所給付決定の前における緊急やむを得ない指定通所支援の利用等 ② 基準該当通所支援の利用	法第21条の5の4 施行令第25条
2 災害等による特例給付	災害その他特別な事情により、障害児通所支援に係る利用者負担が困難であると認められる場合、市町村は適切に負担額を定めているか。	法第21条の5の11 規則第18条の25
3 高額障害児通所給付費等	同一世帯に属する通所給付決定保護者が、同一の月に受けたサービスによりかかる次の負担額の合計額が著しく高いと超える場合に、適切に給付しているか。 ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費、障害児入所給付費に係る自己負担額 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等及び補装具費に係る自己負担額 ③ 介護保険の自己負担額（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合） ※ 高額介護サービス費等として償還された費用を除く。	法第21条の5の12 施行令第25条の5、第25条の6
第5 支給量の管		

<p>理 1 支給量の管</p>	<p>契約支給量が決定支給量の範囲内となるように、一人の通所給付決定保護者に対し各事業者が提供する契約支給量について、適切に管理されているか。</p>
<p>2 対象サービス</p>	<p>① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 居宅訪問型児童発達支援 ④ 保育所等訪問支援</p>
<p>3 契約内容報告書</p>	<p>契約を締結した事業者に、新規に契約したとき、契約を終了したとき、又は契約支給量を変更したときは、契約内容報告書によりその契約内容を市町村に遅滞なく報告させているか</p>
<p>4 支給管理台帳</p>	<p>(1) 通所給付決定保護者に対して、通所給付決定内容、障害児通所給付費等の受給状況等を記録し管理するために、必要な事項を通所給付決定保護者ごとに記載した支給管理台帳を作成し保管しているか。</p> <p>(2) 障害児通所給付費等の請求等の権利の消滅時効に鑑み、少なくとも5年間は保管されているか。</p>
<p>第6 利用者負担の上限額管理事務</p>	<p>一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者について、利用者負担の上限管理事務が適切に行われているか。</p>
<p>1 管理対象者</p>	<p>障害児通所支援の利用者で複数のサービス事業所からサービスを利用する者</p>
<p>2 利用者負担上限額管理者</p>	<p>提供されるサービス量、生活面を含めた利用者との関係性、児童発達支援管理</p>

責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、適切な者が管理者とされているか。

- ① 利用者負担額一覧表の作成と提出
- ② 利用者負担上限額管理結果票の作成と通知

第7 障害児通所  
給付費等の請  
求・支払

1 通所給付決定保護者と契約を締結し、サービスを提供した指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費等について適切に法定代理受領を行っているか。

2 市町村との契約等により特例障害児通所給付費等の代理受領を行う基準該当通所支援事業者について、適切に給付費の請求、支払が行われているか。

- サービス提供月の翌月10日までに請求

- 請求月の翌月末までに支払
- 支払実績の支給管理台帳への記載
- 支払後、利用者へ代理受領額を通知

第8 市町村障害  
児福祉計画

1 市町村障害児福祉計画は適切に策定されているか。

2 指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの見込量の確保のための方策は、適切に実施されているか。

第9 苦情の処理

障害児通所支援の利用に関する苦情への対応が適切に行われているか。

- 苦情を受け付けるための窓口の設置及び苦情処理に係る台帳を整備しているか。

法第21条の5の7  
第11項、第21条の  
5の29第3項

法第33条の20  
平29厚労告116

<p>第10 虐待への対応</p>	<p>○ 苦情処理は、迅速かつ適切に行われているか。</p> <p>○ 通報等を受け付けた場合には、安全の確保や事実の確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者との協議が行われているか。</p> <p>○ 都道府県への報告は、迅速かつ適切に行われているか。</p>	<p>障害者虐待への対応が適切に行われているか。</p> <p>○ 通報等を受け付けた場合には、安全の確保や事実の確認を行うとともに、市町村障害者虐待対応協力者との協議が行われているか。</p> <p>○ 都道府県への報告は、迅速かつ適切に行われているか。</p>	<p>障害者虐待防止法 第9条、第10条、 第14条、第17条、 第23条</p>
<p>第11 広報等</p>	<p>○ 制度の趣旨、内容について、障害児及び障害児の保護者その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。</p> <p>○ 広報等が計画的に行われているか。</p> <p>○ サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。</p> <p>○ 相談や照会等への対応が適切に行われているか。</p> <p>○ その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。</p>	<p>制度の趣旨、内容について、障害児及び障害児の保護者その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。</p> <p>○ 広報等が計画的に行われているか。</p> <p>○ サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。</p> <p>○ 相談や照会等への対応が適切に行われているか。</p> <p>○ その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。</p>	

根拠法令等の略称は次のとおりである。

1. 「法」：児童福祉法（昭和22年法律第164号）
2. 「施行令」：児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
3. 「規則」：児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
4. 「平24障発第0330第14号」：障害児通所支援給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
5. 「平29厚労告116」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）
6. 「障害者虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）